

12 自己評価と外部評価の実施

認知症対応型共同生活介護事業者は、「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」及び「横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」において、自ら提供するサービスの自己評価及び外部評価が義務付けられています。

1 実施の必要性

(1) 自己評価

自己評価は、サービス水準の向上に向けた自発的努力と体制づくりを誘導し、その内容及び範囲において、これらの指定基準を上回るものとして設定されるものであり、事業所が地域密着型サービスとして目標とされる実践がなされているかを具体的に確認するものです。自己評価の実施により、サービス水準の向上に向けた具体的な課題を事業所が見出し、改善への取り組みを行っていくための契機とします。

評価を行うに当たっては、事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議して実施してください。

(2) 外部評価

外部評価は、第三者又は運営推進会議による外部評価の結果と、当該結果を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとするものです。

外部評価では、外部評価機関又は運営推進会議による一定項目に関する訪問調査・書面に基づく評価を行います。評価作業の一連の過程を事業者が主体的に取り組み、評価結果をもとに具体的な改善や情報公開等に活かし、各事業所が良質なサービスの水準を確保し、向上を図っていくことを目的としています。

【外部評価のねらい】

- ・ 入居者及び家族の安心と満足を図る
- ・ ケアサービスの水準を一定以上に維持する
- ・ 改善点を明確にし、改善に向けた関係者の自発的努力と体制づくりを促す
- ・ 継続的に評価を行うことを通じて、関係者による自発的な研修等によるケアの向上を促す教育的効果
- ・ 事業所に対する社会的信頼性を高める

【運営推進会議を活用して外部評価を実施する際の留意点】

- ・ 外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこと
- ・ 市職員又は地域包括支援センター職員、指定認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要

2 結果の公表について

各事業者は、自己評価及び外部評価の実施並びにそれらの結果の公表を行い、自らのサービスの質の改善を常に図ることが、指定基準により義務付けられています。利用者に対してサービスを提供するに当たって、すべての介護従業者に対して十分に意識付けを図ることが重要です。

評価機関は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」を利用して、「自己評価及び外部評価の結果」及び「目標達成計画」（以下「評価結果等」という。）を公表します。

事業者は、評価結果等を、

- ① 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明します。
- ② 事業所内の見やすい場所に掲示したり、自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により、広く開示します。
- ③ 利用者及び利用者の家族へ送付等により提供をします。
- ④ 指定を受けた市町村に評価結果等を提出します。
また、みなし等により他市町村の指定を受けた場合も同様の取扱いとなります。
- ⑤ 評価結果については、自ら設置する運営推進会議において出席者に説明します。

市町村は、事業所から提出された評価結果等を、管内に設置する地域包括支援センターに提供するとともに、市町村の窓口及び地域包括支援センターの利用しやすい場所に掲示等を行います。

3 自己評価及び外部評価の頻度

事業者は、事業所ごとに、原則として少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を受けるものとされています。なお、神奈川県内の事業所については、年度ごとに「1回」実施することとされています。

(1) 既存事業所の場合

各年度（4月1日から3月31日まで）内に1回、毎年、自己評価及び外部評価を実施し、その結果を横浜市に提出してください。

なお、「横浜市外部評価の実施回数の緩和の適用に係る事務取扱要領」に基づき、外部評価の実施回数の緩和の適用を受けた場合、外部評価の実施を2年に1回とすることができます。

ただし、自己評価については緩和の適用に関わらず、毎年実施し、その結果を横浜市に報告する必要がありますので、ご注意ください。

(2) 新規事業所の場合

新規に開設する事業所については、事業所の指定年月日が属する年度の翌年度までに自己評価及び外部評価を実施し、評価結果を横浜市に提出してください。その後の実施頻度は、(1) 既存事業所と同様です。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所においては、ユニット数の増減により、事業所の運営状況が変化した場合には、市町村に体制の変更届を提出し受理された日が起算日となり、新規開設事業所と同様の扱いになります。

4 実施回数の緩和について

一定の要件を満たす事業所については、外部評価の実施回数を緩和（2年に1回）とすることができます。ただし、自己評価及び目標達成計画書の作成については、毎年実施をしてください。

実施回数の緩和の適用を受けるための要件や手続きにつきましては、169ページの「横浜市外部評価の実施回数の緩和の適用に係る事務取扱要領」を参照してください。なお、運営推進会議を活用した評価については、外部の者による評価の実施回数の緩和要件である評価の継続年数に算入することはできません。

外部評価の緩和に係る届出様式は、下記のページからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/jikohyoka-gaibuhyoka.html>

5 評価結果報告の流れ（70・71ページのフロー図参照）

（1）事業所は外部評価結果が評価機関から届き次第、健康福祉局介護事業指導課あてに

- ①サービス評価結果提出届（別紙参照）とともに、
- ②自己評価結果表、
- ③外部評価結果表
- ④目標達成計画
- ⑤返信用封筒

を提出する。提出先：横浜市健康福祉局介護事業指導課

サービス評価結果提出届の様式は、下記のページからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/jikohyoka-gaibuhyoka.html>

- （2）健康福祉局は、提出届に受理印を押印して、事業者に返送する。
- （3）健康福祉局は、評価結果表の写しを、当該区役所に送付する。
- （4）区役所は、評価結果表の写しを当該地域包括支援センターに提出する。
- （5）健康福祉局、区役所、地域包括支援センターは、評価結果表等をファイリングし、市民等の求めに応じて閲覧できるようにする。

6 法的根拠

（1）「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（抜粋）

第119条第10項（認知症対応型共同生活介護）

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（2）「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（抜粋）

第89条第2項（介護予防認知症対応型共同生活介護）

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、

それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

- (3) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」の一部改正について（平成18年10月17日付厚生労働省通知（老計発第1017001号）（最終改正：平成27年3月27日））

7 神奈川県選定外部評価機関（令和3年4月現在）

選定番号	評価機関名	所在地	電話（FAX）
1420040102	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会	中区山下町23 日土地山下町ビル9階	045-671-0294 (045-671-0295)
1420050901	株式会社 R-CORPORATION	神奈川区鶴屋町 3-30-8 S Yビル2F	045-319-0278 (045-319-0268)
1420051102	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフクラブ ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部	西区南浅間町8-22-207	045-323-4711 (045-309-7401)
1420051101	株式会社フィールズ	藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3階	0466-29-9430 (0466-29-2323)

8 「介護サービス情報の公表」制度との関係

「介護サービス情報の公表」制度（以下、情報公表制度）は、介護サービスの利用に際し、利用者やその家族等が自ら事業所の選択ができるよう支援するためのしくみとして介護保険法で定められている制度で、認知症対応型共同生活介護については、平成21年度から新たに情報公表制度の対象となりました。

公表の対象となるサービス事業者は、報告（調査票の提出）、訪問調査の実施、それらに伴う公表、並びに調査及び公表に要する手数料の納付が義務付けられています。

情報公表制度の実施により、介護サービスの利用者や家族は、インターネットなど様々な方法で介護サービスを提供する事業所の情報を比較検討し、自分にあった事業所を見つけることが出来ます。

一方で、外部評価制度は、事業者が行うサービスの質の評価の客観性を高め、改善を図ることを狙いとしています。

情報公表制度と外部評価制度は、趣旨や目的が異なることから、事業所の訪問調査についても、それぞれ実施するなど、いずれの制度も適切に実施する必要があります。

9 厚生労働省 Q&A

【R3.3.29 介護保険最新情報 Vol.953 令和3年介護報酬改定に関する Q&A Vol.4】

(25) 認知症グループホームの運営推進会議には、地域密着型サービス基準が定める全てのメンバー（利用者、市町村職員、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等））が毎回参加することが必要となるのか。

(答) 毎回の運営推進会議に、全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものである。

ただし、運営推進会議のうち、今般の見直しにより導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須である。

【R3.3.29 介護保険最新情報 Vol.953 令和3年介護報酬改定に関するQ&A Vol.4】

(26) 今般、認知症グループホームにおける第三者評価は、外部の者による評価と運営推進会議における評価のいずれかから受けることとされたが、運営推進会議における評価を実施した場合、第三者評価及び運営推進会議の両方を開催したものととして取り扱うのか。

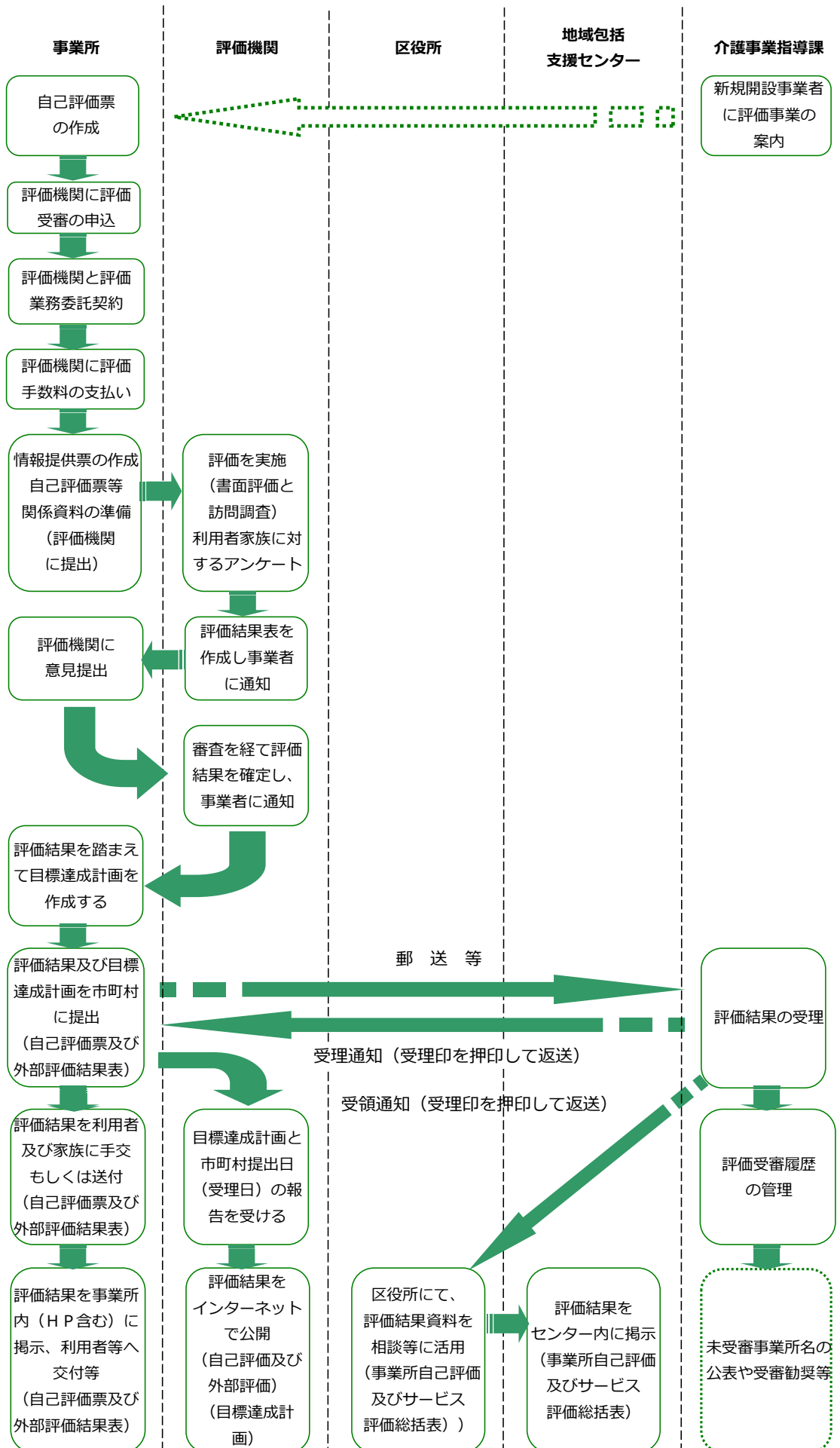
(答) なお、今回の改定は、運営推進会議の開催頻度について現行のおおむね年間6回（2月に1回）以上開催することを変更するものではなく、このうち1回以上をサービスの質を評価する回としてよいという意味であること。

【R3.3.29 介護保険最新情報 Vol.953 令和3年介護報酬改定に関するQ&A Vol.4】

(27) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」において、事業所の外部評価の実施回数について、本来1年に1回以上のところ、2年に1回とすることができる場合の要件の一つとして「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことが挙げられているが、運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができるか。

(答) できない。継続年数に算入することができるのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第97条第8項第1号に規定する外部の者による評価を行った場合に限られる。

認知症対応型生活介護における自己評価・外部評価 業務フロー図
 評価機関による評価を受ける場合



認知症対応型生活介護における自己評価・外部評価 業務フロー図
 運営推進会議による評価を受ける場合

